

◎予約方法

- ①面談完了後、利用予約フォームから、希望日時を申請してください。
申請後、決定した利用日時をお知らせします。
ご希望者多数の場合、申請された日をお取りできない場合もありますので、ご了承ください。
- ②予約可能枠は、毎月21日に翌月（1日～末日）の予約枠を公開します。
希望日の4日前まで、予約申請が可能です。
- ③園行事がある日や職員の配置人数が少ない日は、受け付けできないことがあります。
- ④利用者の方が多いため、お早めの予約申請をお願いします。
- ⑤利用予約フォームでは、30分単位の時間を選択することができません。9時30分からの利用をご希望の方は、一旦、10時で予約申請をし、予約完了後、お手数ですが、電話にて変更のご連絡をください。



◎ご利用にあたっての注意事項

- ①毎年度、更新書類の提出が必要です。
- ②発熱（37.5℃以上）、嘔吐、下痢など体調が悪い場合は、お子様をお預かりできません。
保育中に体調不良になられた場合は、お迎えをお願いします。
お子様を一旦お預かりした後は、ご利用料金の返金はできませんので、ご了承ください。
- ③薬を預かり、投与することはできません。
- ④キャンセルの場合は当日の8：30までに連絡してください。キャンセル料金はかかりません。
- ⑤受け入れ準備が整っていないため、予約時間より早く来られないようにお願いします。
- ⑥ご利用料金は、お子様をクラスへお預け後、事務室にてお支払いください。
おつりが要らないようにご用意ください。
- ⑦お迎え時間を過ぎた場合、超過料金（1,000円）が発生しますので、ご了承ください。
- ⑧お迎えに来られる方が急に代わられた場合は、保護者の方よりご連絡をお願いします。
- ⑨一時預かり終了後は、園庭で遊ばずにすみやかにお帰りください。
- ⑩その他一時預かりの種類や通年制については下記をご覧ください。



【参考1】一時預かりには下記の種類があります。

名称	事由	利用日数制限
非定型的保育	保護者の労働、職業訓練または就学等により、原則として週3日を限度として、家庭保育が断続的に困難となる広島市に居住する児童を対象とした保育事業	月9日以内
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により、緊急一時的に家庭保育が困難になる児童を対象とした保育事業	月14日以内 <small>※ただし、やむを得ない事情がある場合は、さらに14日を限度として必要最小限の期間の延長ができる。</small>
私的理由による保育	保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に家庭保育が必要となる広島市に居住する児童を対象とした保育事業	月9日以内
待機児童等対応保育	保護者の就労、職業訓練等を理由とする待機児童家庭（求職活動中は除く）あるいは月により9日を超える不規則な勤務のため一時的に月9日を超えて保育が必要となる広島市に居住する児童を対象とした保育事業	月10日以上

【参考2】令和8（2026）年度のクラス分けについて

- | |
|---------------------------------------------|
| 0歳児クラス ⇒ 令和 7（2025）年4月2日～令和 8（2026）年4月1日生まれ |
| 1歳児クラス ⇒ 令和 6（2024）年4月2日～令和 7（2025）年4月1日生まれ |
| 2歳児クラス ⇒ 令和 5（2023）年4月2日～令和 6（2024）年4月1日生まれ |
| 3歳児クラス ⇒ 令和 4（2022）年4月2日～令和 5（2023）年4月1日生まれ |
| 4歳児クラス ⇒ 令和 3（2021）年4月2日～令和 4（2022）年4月1日生まれ |
| 5歳児クラス ⇒ 令和 2（2020）年4月2日～令和 3（2021）年4月1日生まれ |